



# お知らせ

一般会員

特別賛助会員

への加入について、  
ご理解とご協力をお願いいたします。

## 社会福祉協議会の活動と会員制度について

社会福祉協議会は、地域住民に支えられた民間の福祉団体です。住民主体の地域福祉活動の実施のため、住民の皆様を対象とした会員制度を採用し、地域の皆様からお預かりした会員会費を貴重な財源として、次の事業を行っています。

・ボランティアセンター事業・福祉に関する教育の場の提供（福祉学習協力）・福祉に関する講座開催・災害救援活動・要援護者等への緊急対応・相談援助・つなぎ資金貸付事業・生活困窮者支援・食料等配布事業・車椅子貸出事業・広報紙の発行など。

会員加入は、地域福祉推進の取り組み、運営やサービスへの財政面での支援をお願いするものです。地域福祉活動に間接的に参加していただいているという意味も持っています。

ひとりでも多くの町民の皆様の会員加入にご協力をお願いいたします。



アイマスク体験

会員には2つの種類があります

- 一般会員 = 町内各世帯（各地区区長を通じてお願いしています。）
- 特別賛助会員 = 篤志家、会社、団体、公的役職経験者及びその他の個人

## 令和4年度会員会費の報告

令和4年度会員会費については、多くの町民の皆様並びに特別賛助会員の皆様にご協力いただきました。また、各地区区長並びに関係者の皆様には、会費の取りまとめにあたりご協力いただきました。ご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

一般会費	1世帯当たり 年額400円
特別賛助会費	一口当たり 年額5,000円

一般会費	4,736,800円(11,842世帯)
特別賛助会費	1,250,000円(164会員)
合計	5,986,800円

## 令和4年度 共同募金実績



令和4年度に実施されました「赤い羽根」及び「歳末たすけあい」募金運動にご協力をいただきありがとうございました。募金は群馬県共同募金会を通じて令和4年度・5年度に地域福祉のために使われます。引き続き、募金運動にご協力をお願いします。

## 令和5年度 共同募金 配分申請

「赤い羽根共同募金」は、地域福祉の充実を目的とした事業を対象に配分（助成）されています。配分対象は、社会福祉法人、更生保護法人、公益財団法人、一般社団法人、NPO法人、各行政区及び各行政区の町民により構成される任意団体・組織・グループです。申請を希望する場合は、玉村町共同募金委員会までお問合せください。

申請期間 令和5年 8月1日(火)から9月29日(金)まで

問い合わせ先 玉村町共同募金委員会

(社会福祉法人玉村町社会福祉協議会)

電話 0270-65-8864

●発行日 令和5年 7月18日

●編集・発行

社会福祉法人 玉村町社会福祉協議会  
〒370-1132

群馬県佐波郡玉村町大字下新田602番地  
(まちなか交流館内)

TEL:0270-65-8864

FAX:0270-65-9666

http://www.tamamura-shakyo.or.jp/

